

ビジネスと生活を応援するSBLの事務所通信

SBL 通信



Support
Business
Life

No. 44

2014年05月号



お知らせ
事務所窓から
七転び八お記
コンビニコピー機の活用術
謝らないほうがいい理由
TAX TOPICS
油断できないデジタル認知症
ROAD to M
今度はどこ行こう？

お知らせ

<納期の特例>

その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は7月10日までに税務署に納付ください。

<社会保険の年度更新>

社会保険の算定基礎および労働保険の年度更新の時期に入りましたのでご注意ください。

社会保険

4～6月の給与を7月10日までに年金事務所に提出しなければなりません。

労働保険

昨年4月～今年3月までの給与確定と来年度の見込額に基づいて7月10日までに保険料を申告・納付してください。

事務所窓から

【事務所移転】

引越の日程が決まりました。

9月1日から3階で業務開始予定です。毎日、レイアウトや内装はどんな感じがいいのか悩んでいます。次号ではもう少し詳細をお伝えできればと思っています。

【スタッフ退社のお知らせ】

ご連絡が遅くなりましたが、4/25をもちまして角井宏亘がS B Lを退社致しました。近日中に補充の人員を採用予定です。

七転び八起き

皆様、こんにちは。

今号でS B L通信も第44号。初刊から丸6年が経ちました。

コンサルティング会社等から、ニュースレターの記事を購入する事務所も多いなか、S B Lでは自作にこだわってきました。

S B L通信で、よくネタが続きますね、と感心されることもあるのですが、実はネタを探すことが結構大変だったりします。(この原稿を書いている時点で、その状況に陥ってしまっています!)

というわけで、新しいネタやアイデアを生み出すためのテクニックについて調べてみましたので、紹介します。

情報のインプット・アウトプット

新しいアイデアが思いつかないということは、頭の中に斬新な情報が入っていないと言えます。

「情報を仕入れる(インプット)」→「それを元に考える」→「アイデアを表現する(アウトプット)」のサイクルを回せば回すほど、古い情報と新しい情報が結びついてアイデアの幅が生まれます。

アイデアの発想に必要なもの

インプットされた情報を、アイデアに結びつけるために必要なものを私なりにまとめてみました。

①柔軟性

自分の過去の経験や思想・信条にこだわらず、他人のアイデアも取りこむ

②精神力

批判や失敗に対するめげない強さ、アイデアをまとめようとする意思の強さ

③周囲を巻き込む

一人の発想力では限界があり、会話や会議を通じて、人を巻きこむ

マインドマップ

トニー・ブザンが提唱した発想法で、頭の中で起きていることを目に見えるようにした思考ツールを紹介します。

紙の中央に気になる項目を置き、そこから関連する



キーワードやイメージを広げ、木の枝のように放射状にどんどん伸ばしていきます。この方法によって複雑

な思考も全体的に眺めることができ、関連性を持たせて整理ができます。ビジネスの分野においても取り入れられている手法ですので、一度試してみたいかがでしょうか。(八木)

コンビニコピー機の活用術

ここ最近、ぐっと進化を遂げたサービスがあるのをご存知でしょうか？

今密かに脚光を浴びつつあるもの。それはコンビニのコピー機です。コピーはオフィスで取るから外のコピーサービスなど使わない、という人が多いと思います。

ですが、最新のコンビニコピー機はオフィスの複合機とは、ひと味ちがうサービスを行っているのです。

行政サービス

住民票の写し、印鑑登録証明書など行政の証明書を出力できるようになっています。

事前に住民基本台帳カード(住基カード)の発行と、ご利用のコンビニコピー機が行政サービスに対応しているのかを確認する手間がありますが、お住まいの市区町村以外のコンビニでも証明書を取得できるので、証明書が急に必要になった時も、出先ですぐに取得できます。詳しくは<https://www.lg-waps.jp/>をご覧ください。

コンテンツプリントサービス

クラシックの名曲から最新のヒット曲まで、ピアノやギター、合唱などの楽譜が印刷できるサービスや、自分の生まれた日に発行された新聞を印刷できるサービス(100年以上前の新聞まで出力可能)があります。



誕生日プレゼントとして印刷される方が多く、人気のサービスだそうです。また、占いまで印刷できるものもあります。

他にも、エンタメチケットや、レジャーチケット、資格・検定の申込手続きが出来たりと、独自の進化を遂げています。

様々なサービスがありますが、勿論プリンターなので、写真プリントを始め、カレンダーやポスター、店舗用の値札やPOP、チラシ等も作成可能です。

私も実際にコンビニコピー機で写真を印刷した事があるのですが、写真屋さんで印刷したものと全く遜色なく、すぐに写真が出来上がり、とても感動したのを覚えています。

今後も様々なサービスの開始を予定しているそうで目が離せなくなりそうです!(下村)

謝らないほうがいい理由

外国人から見ると日本人は「謝りすぎ」の人種、というのはよく聞く話ですよね。町中ではサラリーマンの方々が携帯電話片手にペコペコしている姿を良く見かけます。

何かとすぐに、「ごめんどめん」とか、「すみません」と言ってしまうがちですが、謝る事によって状況が悪化してしまう場合があります。

すぐ謝るとこんなデメリットが!?

- ・うまくいかなかった責任を取らされてしまう可能性がある
- ・焦って相手の話の途中で謝ってしまうと、軽い謝罪になり、さらに怒らせてしまう可能性がある

また、海外では謝る＝責任を認める＝補償となる場合がありますので、安易に謝ってしまうのは危険です。

受ける印象は良くない

そして、すぐに謝ってしまう人は、「あやまれば何でも済まされると思っている」「このめんどくさい状況が早く終わらせることを最優先している」などと相手に印象付けてしまうことがあります。

そのような気がなくても、相手にマイナスイメージを与えてしまうのは非常に残念ですよね。

謝り方のポイント

そんな時に信頼を得る謝り方のポイントとしては

最初に限定的に謝り、全面的に謝まらない

2度と同じ事を起こさないようにするための策を示す

この2つを押さえる事が重要です。

「ご不快な思いをさせてしまい、申し訳ございません」など限定的に謝り、きちんと謝るのは事実を確認してからにしましょう。

感謝する時は「ありがとう」

日本語の「すみません」はクッション言葉であり、相手への「思いやり」を示す言葉でもあると思いますが、「すみません」よりも「ありがとう」を使用の方が相手に感謝の気持ちがより強く伝わるでしょう。

時や場面を考慮し、より良い人間関係を築いていきたいですね。



認定支援機関を活用した、経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除

制度の概要

中小企業者等が、一定の経営改善設備の投資を行った場合、認定支援機関等の関与を条件に、設備投資を行った年度の減価償却費を増やすか、税額控除を受けることができます。

例えば、以下のような設備投資が対象となります。

- ①新しい商品を販売するため、陳列棚を入れる
- ②レジスターや複合機を入れ替える
- ③古くなった看板など店の外装をきれいにする

対象者

この税制措置の対象となる中小企業者等とは、青色申告書を提出する「従業員が1000人以下の個人事業主」または、「資本金の額が1億円以下の法人」で特定の業種を営む企業です。

対象となる業種は以下のとおりです。

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、運送業、倉庫業、損害保険代理業、不動産業、広告業、飲食店業、洗濯・理容・美容業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業など

適用の要件（購入前に申請が必要）

経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けていることが条件となります。経営革新等支援機関であるSBLと関与されておられる企業の方は、「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」をSBLが作成いたします。

そして、その書類に記載された設備を実際に取得をして、中小企業者等の営む商業、サービス業等の事業の用に供することが条件となります。

対象となる設備

この税制措置の対象となる設備は、「建物附属設備」で60万円以上のもの、及び「器具及び備品」で30万円以上のものです。あくまでも新品の取得が必要です。中古品は対象となりません。

税制の内容

設備投資年度において、特別償却か税額控除を選択適用できます。

①特別償却

取得価格の30%の特別償却

※所有権移転外ファイナンスリース取引で取得した設備の場合、特別償却は選択できません。

②税額控除

取得価格の7%の税額控除（所得税または法人税の20%が上限）

※個人事業主又は資本金3000万円以下の法人のみが選択できます。

SBLは
「認定支援機関」
です！



■認定支援機関とは、

中小企業支援を行う事業者の多様化・活性化を図るため、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上の事業者を認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

■認定支援機関を活用する主なサービス

- ① 経営改善計画策定支援事業
セーフティネット借入を受けている事業者の支援機関へ支払う費用の2/3を補助
- ② 創業補助金、ものづくり補助金など
一定の事業者に対する補助金の申請の際に事業計画書を作成
- ③ 特別償却・税額控除
本文参照
- ④ 経営力強化保証
認定支援機関の指導助言を受けて経営改善に取り組む事業者に対し、信用保証協会の保証料を減免
- ⑤ 経営力強化資金
認定支援機関の指導助言を受けて新事業分野の開拓等を行う事業者に対し、日本政策金融公庫が低利融資

増税に伴いあなたがもらえる給付金

2つの給付金

平成26年4月に消費税8%が導入されました。消費税の増税により、家計の負担は大きくなり大変ですが、その負担を少しでも緩和するために申請すれば貰える給付金が2種類できましたのでご紹介します。

子育て世帯臨時特例給付金

「子育て世帯臨時特例給付金」は、対象児童1人につき1万円が1回だけ支給される、まさに臨時的な給付金。0～15歳の児童手当を受給している子ども1人につき1万円が、世帯単位で支給されます。



支給対象者

平成26年1月分の児童手当の受給者(特例給付を含む)で平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満が対象となります。

※特例給付とは、所得が高額で、児童手当月額5,000円を受け取られている方をさします。

児童手当所得制限限度額表 (サラリーマンの場合)

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

※サラリーマンの方で平成25年の収入が上記の表を超えているともらうことができません。

対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童(特例給付を含む)

ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは対象外です。

支給額

対象児童1人につき1万円

申請手続

支給対象者は、原則として、基準日(平成26年1月1日)時点の住所地の市町村(特別区を含む)に対して、支給の申請を行います。

臨時福祉給付金

「臨時福祉給付金」は、平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象で、こちらも1人につき1万円、1回限りの支給となります。

支給対象者

平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない方が対象です。

ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

支給額

支給対象者1人につき1万円

支給対象者の中で下記に該当する方は、1.5万円

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

申請手続

申請先は、基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村となります。

申請時期は7月以降の見込み。自分で手続きが必要

市区町村によって2～3ヶ月のズレがありますが、申請の受付開始は平成26年7月頃の予定で、対象となる方には、申請書類が6月頃から各市区町村より送られてくるようです。

注意しなければいけないのは、申告期間です。国の方針では、「自治体ごとに定められる予定の申請受付開始日から3カ月(最長で6カ月)が経過した日で申請期間が終了する」とされています。この期間を逃さず手続きしましょう。

また今回受け取ることができるのは、どちらか1種類の給付金だけです。該当の方は申請を忘れないようにしたいですね。

給付金がもらえるかどうかを判定するHPがありますので、こちらも参考にしてください。
<http://www.2kyufu.jp/check/>



油断できない デジタル認知症

「最近、どうも忘れっぽくなった」「手紙を書いていると漢字が全然出てこない」「物事が記憶できなくなった・・・」と覚めることはありませんか？

それはもしかしたら、「デジタル認知症」かもしれません。

「デジタル認知症」とはスマホなどの電子機器に依存するような生活を送ることで脳が退化し、集中力や記憶力が弱くなり、仕事や生活に支障が出る症状のことで、スマホユーザーの60%以上が「最近モノ忘れがひどくなった」と感じているそうです。

使わないと脳もさぼることを覚える

記憶力が十分に訓練・刺激されず、怠けた状態になっていけば、記憶力は自然と低下し、集中力の欠如、停滞、忘れっぽいといったことが起こります。



また、電子機器への過度な依存により、大量の「ゴミ情報」が脳に流れ込み、記憶を妨げ、役立つ情報に対する処理能力を低下させます。

便利さに頼ってしまうあまり、使っていないと落ち着かない「スマホ依存」の人は非常に増えているそうです。

【デジタル認知症の兆候】

- 同じ事を何度も言ったり聞いたりする。
- 人と会う約束を忘れる。
- 最近頭がぼーっとする
- 漢字が思い出せない
- 物を覚えることが苦手になった
- 電話番号や数字、人名などを忘れる

デジタル認知症を予防するには

すべてはスマホのせいばかりとは言えないかもしれませんが、スマホ中毒になっている人は注意した方がいいですね。

その「デジタル認知症」を回避するには・・・

(1) 家の中でスマホを持ち歩く癖をやめる!

(2) 読書をする!

(3) 手書きのメモや手帳を併用してみる!

その他にも「2日前の日記を書いてみる」「昨日何を食べたか思い出してみる」など脳を使う訓練をしましょう。

加齢ではない「もの忘れ」は近年問題になっています。心配になったら「もの忘れ外来」などに行き、老化現象なのか、病気なのか診断してもらい、適切な治療を受けましょう。

将来、本当の認知症にならないためにも、何のためにスマホを持っているのか、スマホとの付き合い方を少し考えたほうが良いかもしれません。

ROAD TO M

マスターへの道

前回、米国税理士に合格したとお話しましたが、先日その合格証書がやってきました。

米国税理士とは、米国の内国歳入庁 (Internal Revenue Service 略称:IRS) の施行する国家試験に合格し、登録免許を受けた税理士のことで、この資格は、1884年に定められた米国で最も古い公的資格だそうです。

まだまだ日本ではマイナーな資格で上位組織に聞いてみると、奈良県では私の他には保有者は1人しかいなく、日本全体でも200人前後しか保有者はいないとの事です。



しかしこの資格を取った事で家族や周囲からの評価が良い意味で変

わり、自分にも自信が持つことができました。

資格を取ると、どんないいことがあるのでしょうか？

そんな疑問をお持ちの方には、まず仕事と関係のある一つの資格を実際に取りってみることをお勧めします。

資格を取る事は1つの尺度でしかないですが、自分自身への自信を付けるという点では良い事かと思えます。

取る前は、「こうやるものだ」と教えられ、考えもしないでやっていた業務の意味が分かってきます。

「そうか、こんな理由でこうやるのか」

それがわかると、業務に自信も出てくるし、仕事が面白くなります。

みなさんも何か始めてみてはいかがでしょうか？(加村)



今度はどこ行こう？

この春、元旅行会社OL田村は山口県へと2泊3日の家族旅行に行ってきました。

まず、新幹線で新岩国へ。レンタカーを借りて向かうは錦帯橋。



錦帯橋を眺めながら、橋のたもとの「平清」で色鮮やかな押し寿司「岩国寿司」を堪能し、待望の錦帯橋へ。

錦帯橋は山口県最大の河川、錦川に架かっている5連のアーチ状の木造橋(今から約330年前に創建)で、日本三名橋のひとつです。(ちなみに入橋料300円。)



よく見る橋の美しい映像に憧れ続け、初めて桜の季節の錦帯橋を訪れることができました。

錦帯橋のあとは、散策しながらロープウェー乗り場へ。山頂に上がり、岩国城へ向かいました。

ここでも、眼下に錦帯橋を眺めることができます。

再びロープウェーでふもとに戻り、白蛇観覧所へ。「岩国のシロヘビ」は国の天然記念物に指定されているそうです。

近くでは、なぜか手作りの小さなステージで猿回しをしていたりして(一緒に撮影すると有料!)、岩国をのんびりと満喫しました。

2日目は、まず秋吉台サファリランドへ。車で草食動物、クマ、ライオン等のエリアをまわった後は、ふれあい広場へ。ここはカンガルーや羊たちに餌をあげることができ、動物と身近で触れあえますのでお子様連れにおすすめです。

そしてこの旅メインの秋芳洞へ。十数年(!)前に友人と訪れた時、付近に美味しいピザ屋さんがあったのですが、どうしても見つけれなくて残念でした…。



秋芳洞には、冷氣漂う杉木立を通り抜けたところに入口があります。まるで時間が凍結したような不思議な自然の造形が広がる日本最大の鍾乳洞です。

中では懐中電灯を片手にはしごを登ったり、鍾乳石の間をすり抜けたりする探検コースもあり、子供たちはちょっとしたケービング気分を味わっていました。(もちろん私は待っていました。)

秋芳洞を抜けると秋吉台。日本最大のカルスト台地を散策し、自然を満喫する予定でしたが、残念ながら雨のため、車窓からの見学…。



この日の宿は、一の保温泉観光ホテル。川のせせらぎの音が心地よい山奥の秘湯です。

3日目は、ホテル近くの角島へ。

角島に渡る角島大橋は長くて景色が良く、映画のロケ地にもなる美しい島です。



最後は、しものせき水族館「海響館」。ペンギンプールとしては世界最大級の大水槽があり、5種類のペンギンや下関ならではのフグの展示、もちろんイルカやアシカも。

新しくて広い海響館のそばには、シーサイドモール『カモンワーフ』もあり、海の幸を堪能できます。

そして新下関から帰路へ。山口の旅は終わります。さて次はどこに行こうか思案中です。

SBLのスタッフはみんな旅行好きです。日本各地を旅行していますので、ちょっとご紹介。皆さんの旅行の参考にしてみてくださいね。また、お勧めの旅行先がありましたらぜひ教えてください！

編集後記



GWに実家に帰省中、安価で借りられる公共の体育館を発見しました。その体育館は、卓球やバスケット、バレー、バドミントンなどスポーツ用具は無料で借りることができます。実家の近くで、行楽地の人ごみもなく、家族ともども有意義な時間を過ごせました。
(八木)



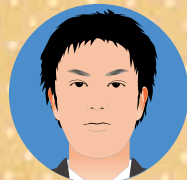
今大ヒット中の映画「アナと雪の女王」。なんと2回も観に行っていました。もともとディズニー映画のファンというほどでもないのですが、映像と音楽の美しさ、そして何となく想像できるストーリーにもハマリ、サントラ盤CDも買ってしまい、我が家では、常に「ありのままで～」状態です。(田村)



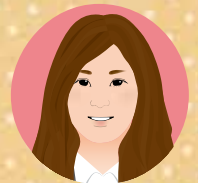
花粉症もほぼ終わり、洗濯物も少しは外干しできるようになってきました。最近の休日は、なんとか子供のドッチボールが上達するよう特訓頑張っています。私も、あまり得意ではなかったのですが(^^)自分のダイエットも兼ねて、頑張ります…。
(名倉)



今、小学生や幼稚園児たちに大人気のアニメ「妖怪ウォッチ」をご存知ですか？もともとはゲームのソフトだったのですが、爆発的な人気になり、メダルを使用するおもちゃを始め、関連商品が軒並み売り切れ。私も子供の誕生日の為に探し続け、朝から抽選に並び、やっとおもちゃを手に入れたのに、もうすでに飽きられた様でがっかりです。(古川)



今年の日本の税理士試験で消費税法という科目を受験します。税率変更により、多くの内容が毎年改正されるので勉強が大変になってきていますが今年は合格出来る様に頑張ります。
(加村)



先日、友人の結婚式に招待されました。結婚式自体が初めてなのもあって号泣(笑)咳き込むほど泣きました。7月に姉の結婚式があり、泣きすぎて呼吸困難になりそうで、最後まで式に参加出来るか今から不安です…。(下村)

発行元：税理士事務所 SBL

〒631-0822

奈良市西大寺栄町3-23サンローゼビル2階

☎ 0742-32-1112

FAX 0742-32-1113

H P <http://sbl-plaza.com>

Email zei-info@sbl-plaza.com

※駐車場あります

■近鉄電車でお越しの場合

大阪難波駅より快速急行で32分

京都駅より急行で41分

橿原神宮前駅より急行で28分



大和西大寺駅より徒歩3分

■お車でお越しの場合

第二阪奈道路 宝来出口から約10分

京奈和自動車道 木津ICから約20分

西名阪自動車道 郡山ICから約40分

